

国交政審（海）第 25 - 3 号

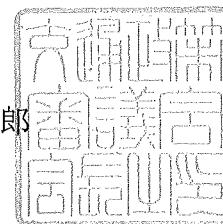
平成 27 年 10 月 20 日

国土交通大臣

石 井 啓 一 殿

交通政策審議会

会 長 浅 野 正 一 郎



漁業に関する特定最低賃金の拡大について

交通政策審議会は、国土交通大臣諮問第 223 号をもって本審議会に諮問された標記について、下記のとおり答申する。

記

I. 漁業（遠洋まぐろ）最低賃金の拡大について

現在の最低賃金の設定業種である「漁業（遠洋まぐろ）最低賃金」を、遠洋かつお漁業及び近海かつお・まぐろ漁業を含む業種へ拡大し、以下のとおり「漁業（かつお・まぐろ）最低賃金」とする方向で、今後、最低賃金について決定することが適当である。

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船舶であって、かつお・まぐろ漁業（漁業法第 52 条第 1 項の指定漁業を定める政令（昭和 38 年政令第 6 号）第 1 項第 8 号及び第 9 号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有

者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。

ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により下記第5項に掲げる1人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

4 適用する期間

漁業（かつお・まぐろ）に係る雇入契約期間とする。

ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

5 第3項の船員に係る最低賃金額の定め方

最低賃金額は月額で定め、月払いとするものとし、1人歩船員を対象として算定を行う。

最低賃金額を設定するにあたっては、労使交渉の場としての実質賃金を定めるのではなく、健康で文化的な最低限度の生活を担保するための賃金額とすることとし、この観点から、漁業（かつお・まぐろ）の最低賃金額を定めることとする。

6 最低賃金に算入しない賃金

(1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当

(2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など

(3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など

(4) 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金

(5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

II. 漁業（かつお・まぐろ）以外の漁業への拡大について

最低賃金法（昭和34年法律第137号）は、労働基準法（昭和22年法律第49号）適用の陸上労働者と同様に、船員法適用の船員についてもすべからず適用されている。

今般、漁業業種の拡大が図られ、最低賃金額が設定される対象者が拡大されたとしても、依然として、最低賃金額が定められていない漁船員が多く存在する状況にある。

このような事態を改善するため、全ての漁船員について、最低賃金額を定めることに向けた検討の場を設置し、早急に検討が進められることが望まれる。